

# 学校いじめ防止基本方針

岸和田市立産業高等学校（全日制）

平成29年4月1日

# 目 次

<b>第1章 いじめ防止に関する本校の考え方</b> .....	1
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 取組状況の把握と検証（PDCA）	
<b>第2章 いじめ防止</b> .....	2
1 基本的な考え方	
2 いじめの防止のための措置	
<b>第3章 早期発見</b> .....	4
1 基本的な考え方	
2 いじめ早期発見のための措置	
<b>第4章 いじめに対する迅速な対応</b> .....	4
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた生徒又はその保護者への対応	
4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	
5 いじめが起きた集団への働きかけ	
6 ネット上のいじめへの対応	
7 重大事態への対応	

## 【別添資料】

- 1 年間計画
- 2 いじめ事象生起時の対応について
- 3 ネット上のトラブルへの対応
- 4 5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「心豊かに、たくましく生き抜く生徒の育成」を教育目標としており、人権問題に対しても正しい理解を深め、主体的な思考力・判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組む豊かな人権感覚を持った生徒の育成を目指している。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

岸和田市立産業高等学校いじめ対策委員会

#### (2) 構成員

教頭・首席・教務主任・生徒指導主事・進路指導主事・人権教育担当者・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック

- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### 4 取組状況の把握と検証（PDCA）

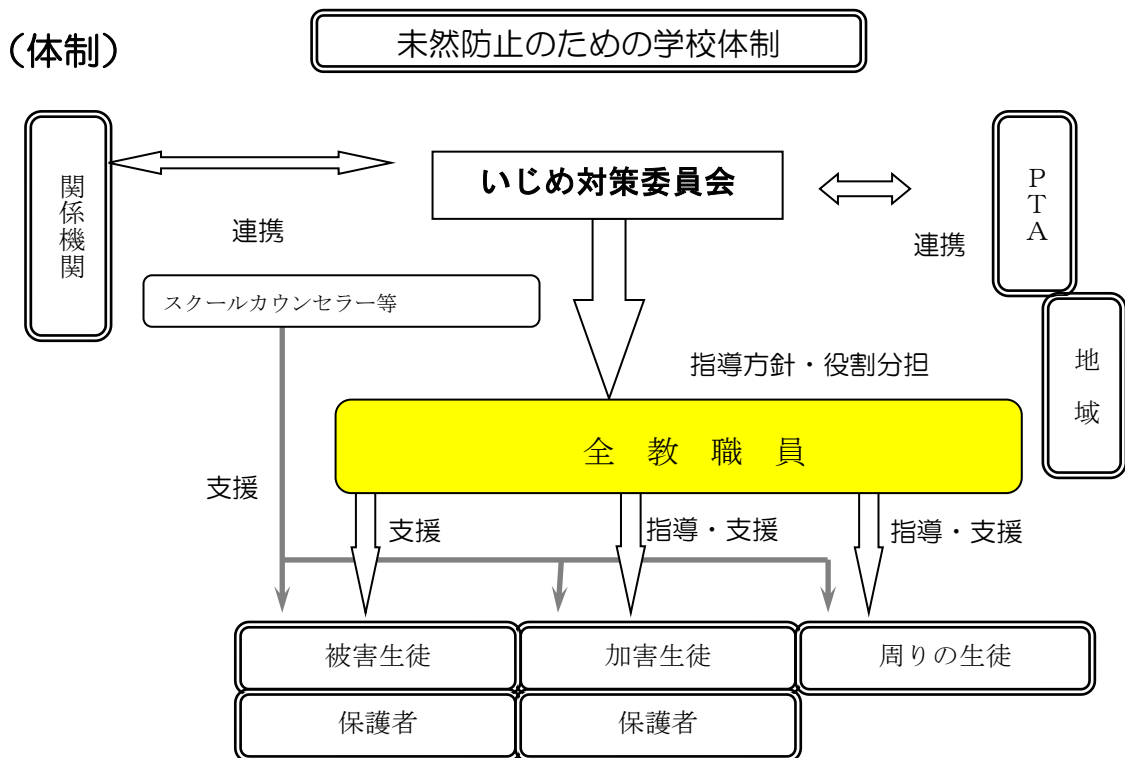
岸和田市立産業高等学校いじめ対策委員会（以下いじめ対策委員会）は年 4 回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



## 2 いじめの防止のための措置

### (1) 平素からいじめについての共通理解を図る

教職員に対して校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

生徒に対しては、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

### (2) いじめに向かわない態度・能力を育成する

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、あらゆる教育活動において人権教育をより推進する。また特別活動、教科指導、部活動においてコミュニケーション能力の育成を図る。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。

イ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

ウ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

エ 教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

オ 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する場合があるので充分注意する。

カ 障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む

自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。また、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことにより幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

### (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

### 2 いじめの早期発見のための措置

#### (1) 実態把握の方法

ア アンケートを行い、日常の指導に活かすと共に、問題があった場合は迅速に判断し対処する。

イ 保健室において養護教諭が常に対応できる環境を整えておく。また、カウンセラーに気軽に相談できる体制を整えておく。

ウ 各教科担当・担任・部活動顧問等が日頃より教科・学校生活のすべての場面で生徒の状況把握に努める。

#### (2) 保護者との連携

保護者と連携して生徒を見守るため、担任等により、保護者との連携を常に密にしておく。保護者懇談を実施するなど抵抗なくいじめに関して相談できる体制を作る。

#### (3) 相談体制の周知

ホームページや保健だよりを通して、相談体制を広く周知する。

さらに、学校教育自己診断の保護者アンケートにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

## 第4章 いじめに対する迅速な対応

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「いじめ事象生起時の対応について(平成24年9月市教委作成)」「ネット上のトラブルへの対応(平成25年10月市教委作成)」を参考にして、外部機関とも連携する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

## 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会とと



らえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、ホームルーム等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 重大事態への対応

### 市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

#### →市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

##### 学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

##### 市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

## 1.平成29年度いじめ防止年間計画

	1年生	2年生	3年生	学校全体
4月	生徒・保護者への相談窓口周知	生徒・保護者への相談窓口周知	生徒・保護者への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、指導方針の共有）
	宿泊学習（集団づくり） 情報モラル学習（生徒）			
5月	懇談週間により担任が個々の生徒状況把握	懇談週間により担任が個々の生徒状況把握	懇談週間により担任が個々の生徒状況把握	教育相談連絡会の実施 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	合唱コンクール（集団づくり）	合唱コンクール（集団づくり）	合唱コンクール（集団づくり）	教育相談連絡会の実施
	教育相談アンケートの実施	教育相談アンケートの実施	教育相談アンケートの実施	アンケート確認
7月	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	教育相談連絡会の実施
8月				第2回いじめ対策委員会（進捗確認） 職員研修
9月				
10月	文化祭（集団づくり） 体育大会（集団づくり）	文化祭（集団づくり） 体育大会（集団づくり）	文化祭（集団づくり） 体育大会（集団づくり）	教育相談連絡会の実施
11月	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	教育相談連絡会の実施
12月	教育相談アンケートの実施	教育相談アンケートの実施	教育相談アンケートの実施	アンケート確認
	学校教育自己診断の実施（生徒・保護者）	学校教育自己診断の実施（生徒・保護者）	学校教育自己診断の実施（生徒・保護者）	教育相談連絡会の実施 第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
		修学旅行（集団づくり）		
1月				
2月				教育相談連絡会の実施
3月				第4回委員会（年間の取組みの検証）

# いじめ事象生起時の対応について

いじめとは、「学校の内外を問わず、児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義されています。

☆個々の行為がいじめにあたるかどうかは、表面的・形式的に判断せず、いじめられた子どもの立場に立って行う必要があります。

☆いじめは、「どの学校園でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分に認識しておくことが重要です。

★ページ数は、大阪府教育委員会発行「いじめ対応プログラムⅠ」に対応

## 対応の流れ

### ①発覚 (P.12)

#### 1. 校内緊急体制

- (1) 迅速な対応
- (2) 共通認識と情報等の共有化
- (3) 管理職も含めた学校全体としての取組み

### ②状況把握と迅速な対応 (P.14)

#### 1. いじめを受けている子どもへの聴き取り・ケア

- (1) 共感と安心
- (2) 発達段階に配慮した丁寧な聴き取り

#### 2. いじめに関わっている子どもへの聴き取り

(アンケート含む)

- (1) 正確な事実確認
- (2) 相手の心の痛みを理解
- (3) 加害の子ども背景や課題を把握
- (4) 「観衆」「傍観者」への対応

#### 3. 障がいのある子どもの状況把握と対応

- (1) 教職員間の連携と情報共有
- (2) 家庭との積極的な連携

#### 4. 保護者への対応

- (1) 被害の子ども保護者対応
- (2) 加害の子ども保護者対応

#### 5. 的確な見立てと迅速な対応

- (1) 的確な見立て
- (2) 迅速な対応
- (3) SC、SSW との連携

### ③子ども・保護者へのサポートと集団づくり (P.34)

#### 1. 子どもへの継続的なサポート(救済と回復)

- (1) 被害の子どもへの継続的な声かけや見守り
- (2) 加害の子ども背景をふまえた指導と支援
- (3) 全ての子どもを含めたいじめのない学校づくり

#### 2. 保護者への継続的なサポートと協力

- (1) 被・加害双方の保護者の不安への配慮と協力関係の継続

#### 3. 学級集団づくり

- (1) 学校全体での取組み
- (2) 一人ひとりの良さを理解
- (3) 信頼関係の構築

### ④事象の教訓化と再発防止 (P.38)

#### 1. 事象の教訓化と人権教育の推進

- (1) 今までの人権教育の見直し
- (2) 自他の大切さを認められる教育活動
- (3) 校内研修等の改善と推進

## 対応のポイント

☆「いじめは絶対許さない」という姿勢を全教職員で確認する。

☆担任の先生が一人で抱えるのではなく、役割分担をするなど、学年・学校がチームとして対応する。

☆被害の子どもに、「よく話してくれたね」「あなたは悪くないよ」「早く気付かなくてごめんね」というメッセージを伝える。

☆「いつ、どこで、誰に、何をされた」を時系列で記録し、内容を子どもにも確認する。

☆関わっている子どもへの聞き取りは、個別に行う。

☆加害の子どもに聞き取る際、安易な責める場にはしない。

☆「観衆」「傍観者」が、いじめを拡大・容認することに気づかせる。「観衆」「傍観者」も、いつ自分が被害を受けるか、教職員が助けてくれるのかについて不安を感じていることがある。

☆事象を通して、教職員も子どもたちと学ぶことを示す。

☆保護者とは対面による相談を原則とする。電話やメールだけでは事実や思いが十分伝わらず、トラブルをまねく可能性が高い。

☆保護者の思いを十分に聞き取ることを最優先に行う。その後、内容を整理・要約し確認する。

☆加害の子ども保護者に対応する際、子どもの将来にとって大切な姿勢を身につけられる機会とする視点が大切である。

☆被害を受けた子どもに、いつでも相談に来るように伝える。

☆子どもの成長を願う視点を持って、被害・加害双方の保護者に定期的に連絡する。

☆日常的な子どもたちの会話には、さまざまな背景が反映されているので、教職員のアンテナを張り続ける。

☆さまざまな活動を通じて、人権が確立された学校づくりをめざす。

☆これまでの学校のあり方を検討する。

(学校・学級経営、生徒指導、特別支援教育等)

☆子どもたちが望ましい人間関係づくりができる力を身につけられるよう計画的に取り組む。

校内いじめ対策会議等の開催  
教育委員会への報告及び連携

# ネット上のトラブルへの対応

## 掲示板等への誹謗・中傷・不適切書き込み等への対応

**1. 「ネット上のいじめ・不適切書き込み」の発見**  
 「ネット上のいじめ・不適切書き込み」に関する情報は、教職員よりも子どもや保護者、地域の方、卒業生のほか、一般市民からの情報によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。  
 →情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録を取る。  
 →情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

**2. 書き込み内容の確認と保存**  
 書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。  
 →パソコンから見るできない場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。  
 →携帯電話での誹謗・中傷等、プリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラで撮影する。  
 書き込みの内容が緊急性を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告など）は、関係機関に連絡する。  
 →犯罪に関わるケース…警察（被害の子ども・その保護者から被害届）  
 →生徒指導事案、人権侵害事象…教育委員会

**3. 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求（削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい）**  
 基本的には、被害の子どもが学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。（学校が代理で行うことができるが、その場合は管理者の対応への情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることはできない）  
 ・掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。  
 ・該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページに、件名、内容等の事項を書き込み送信する。  
 →個人の所属・氏名などを記載する必要なし。  
 本人が不適切書き込みをした場合は速やかに本人に削除させ、可能な限り広がった分は削除依頼をする。

**4. 掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼**  
 管理者の連絡先が不明、削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。  
 管理者やプロバイダへ依頼をしても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。  
 それでも削除されない場合、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

## 「ネット上のいじめ」の特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われることが多く、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷を書き込めるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、流出した個人情報は、回収が困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話の利用状況や利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

## 「ネット上のいじめ」が発見された場合の子どもへの対応

**被害の子ども**  
 「ネット上のいじめ」の特徴として、その匿名性から加害の子どもを特定するまで時間がかかることや、掲載された個人情報が多方面に流出する可能性もあることから、心のケアに対する体制や警察等関係機関との連携についてもケース会議等で十分に検討し、その内容を含めて伝えること。  
 また、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、家庭の状況についてきめ細かに把握できるよう連携を強化すること。

**加害の子ども**  
 加害の子ども自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込む場合もあるため、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要。  
 保護者に対して、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うこと。

## 「ネット上の不適切書き込み」が発見された場合の子どもへの対応

**本人**  
 なぜ、そのような書き込みをしたのか、背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要。  
 保護者に対して、再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うこと。

教育委員会への報告及び連携

**岸和田市教育委員会**  
 学校教育課 072-423-9683  
 人権教育課 072-423-9685

おんがく

掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えるとともに、掲示板等での被害・加害を防ぐため以下の点を指導すること。  
 ①掲示板等への誹謗・中傷の書き込みは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。  
 ②掲示板等への書き込みは、匿名でも個人が特定されること。書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。  
 また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。  
 必要に応じて、保護者会を開催し、学校で起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校の対応方針、家庭での留意点などを説明、学校の取組に対する保護者の理解を得ること。

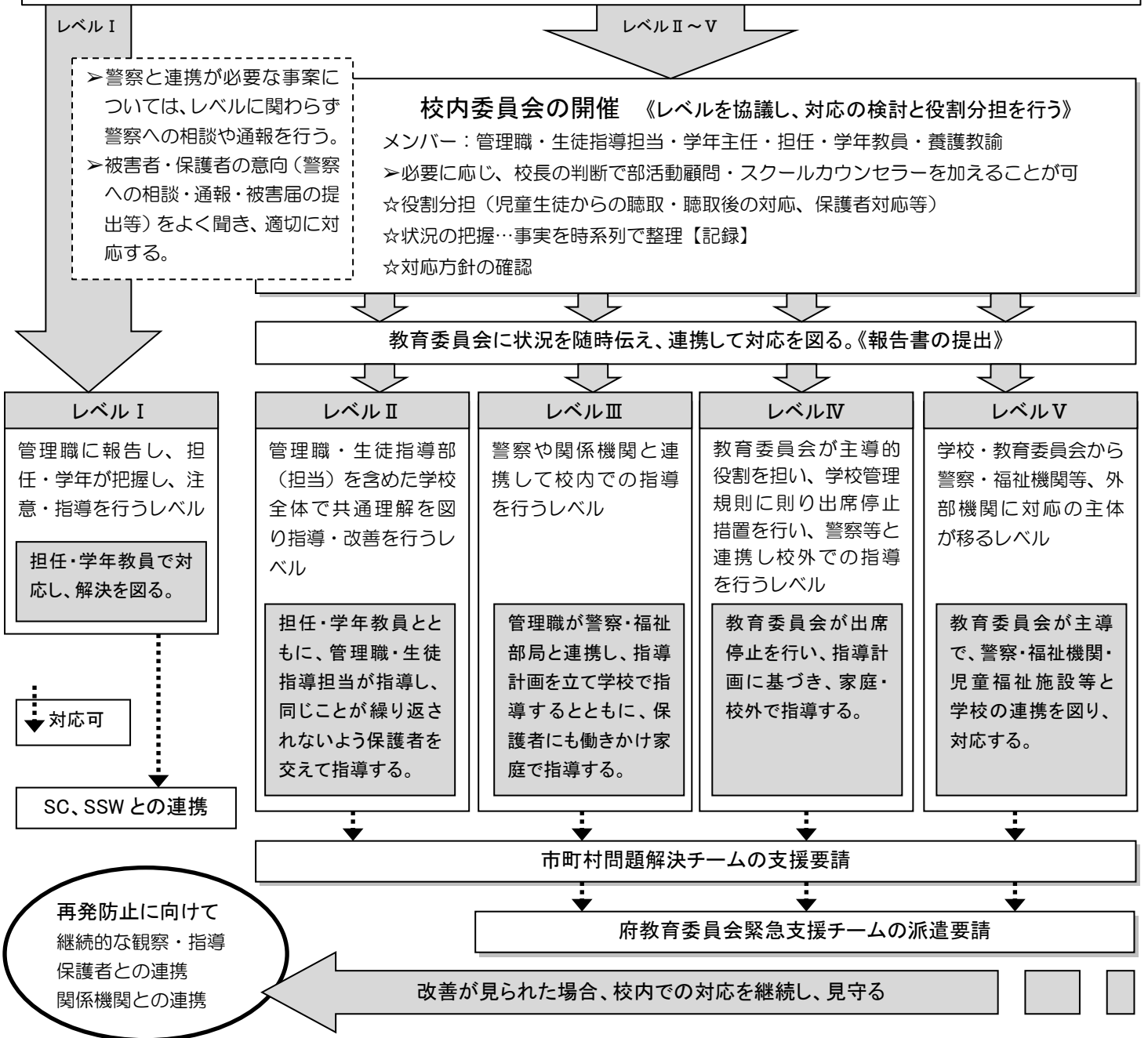


# 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成

## ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
  - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
  - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
  - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
  - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



## 留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 5つのレベルの例示

### レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
  - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

### レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
- ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する  
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合  
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

### レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
- 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
- ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合  
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

### レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)
- ◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合  
※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。  
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

### レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)
- ◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合